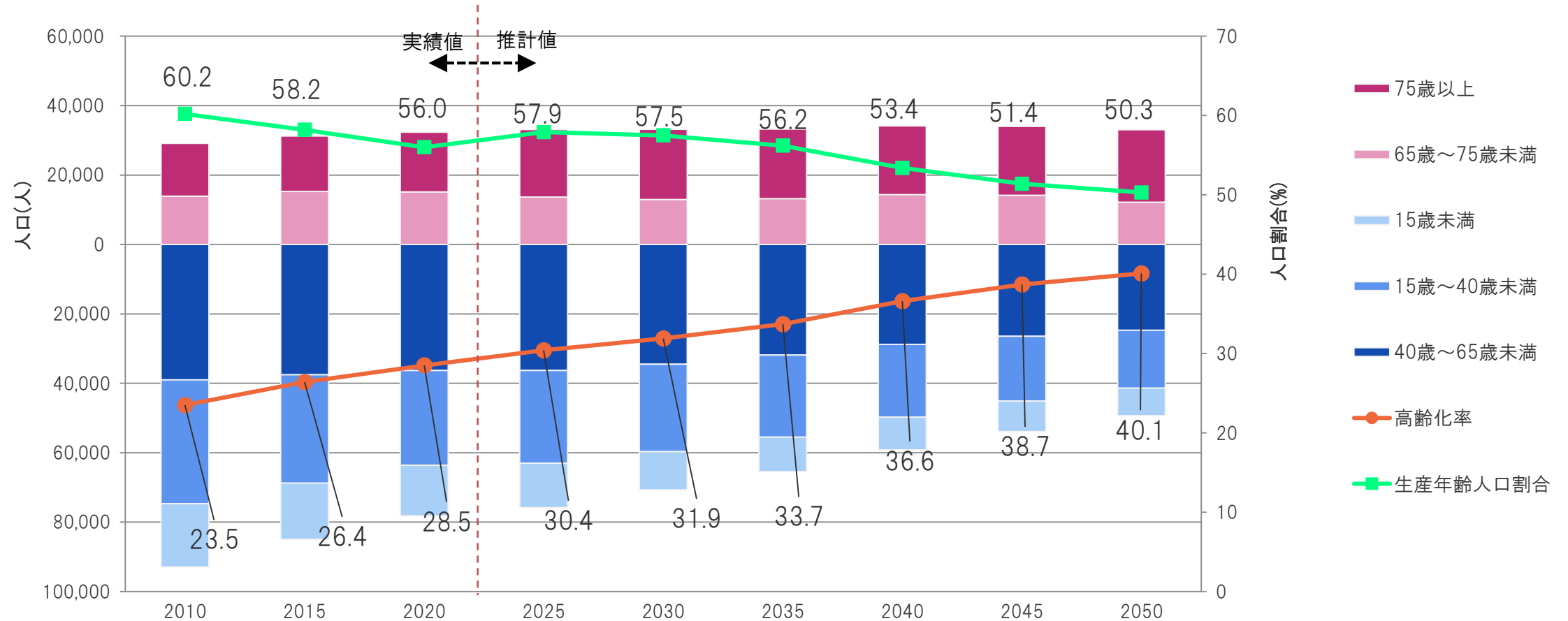


介護予防・日常生活支援総合事業

長浜市の人口の推移

◆高齢者人口は増加する 一方で 生産年齢人口は減少する見込み

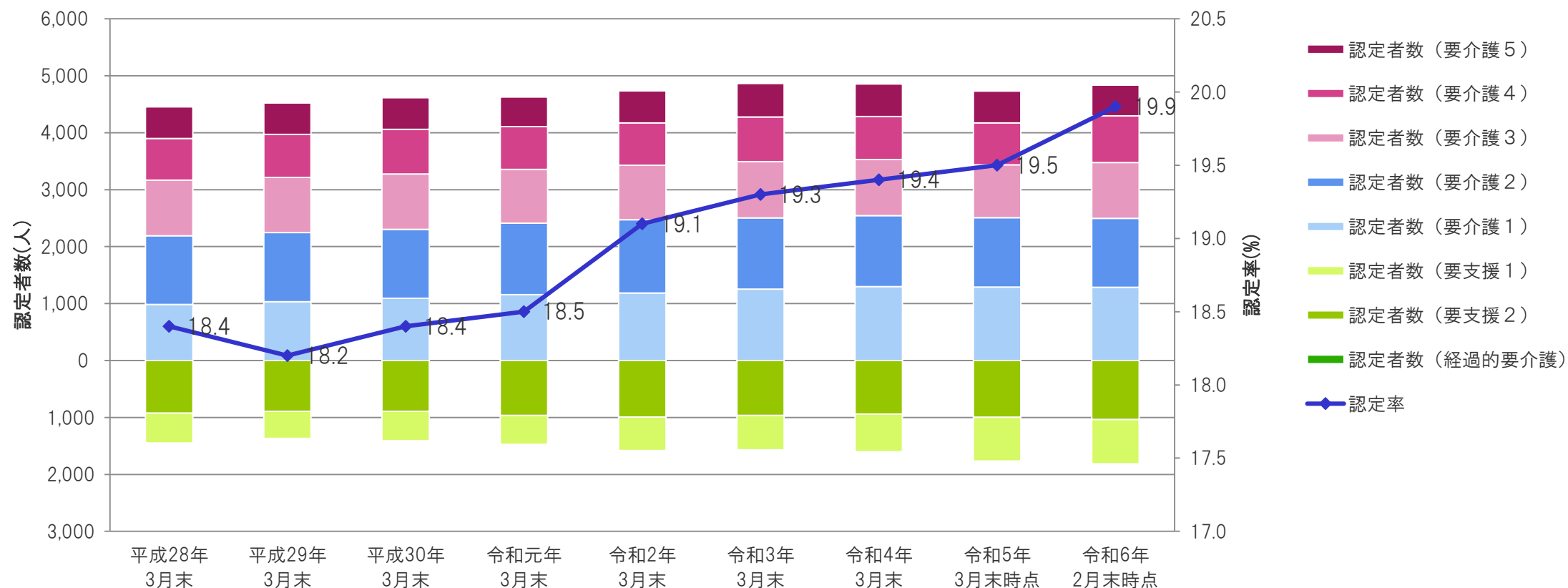


(出典) 2000年～2020年まで：総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

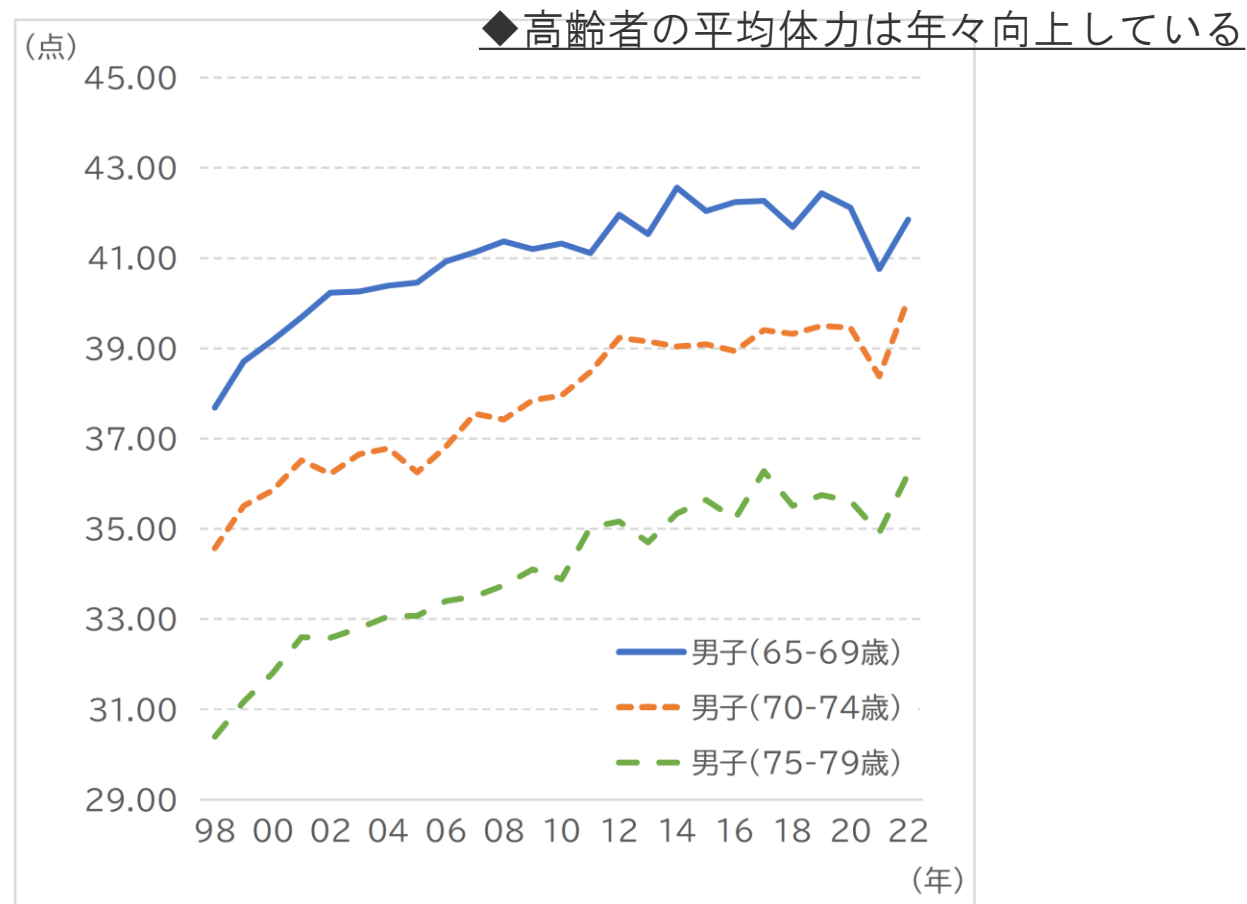
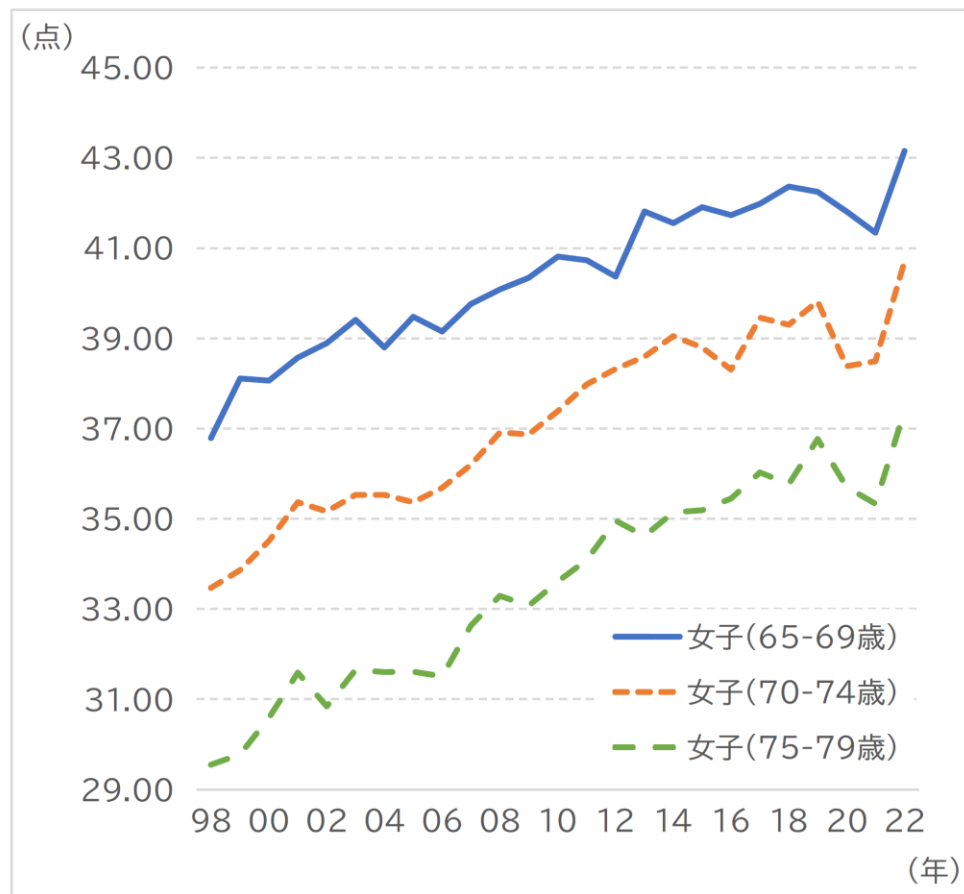
長浜市の要介護（要支援）認定者数と認定率

◆要介護（要支援）認定者数は増加傾向



（出典）平成27年度から令和3年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和4年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和5年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

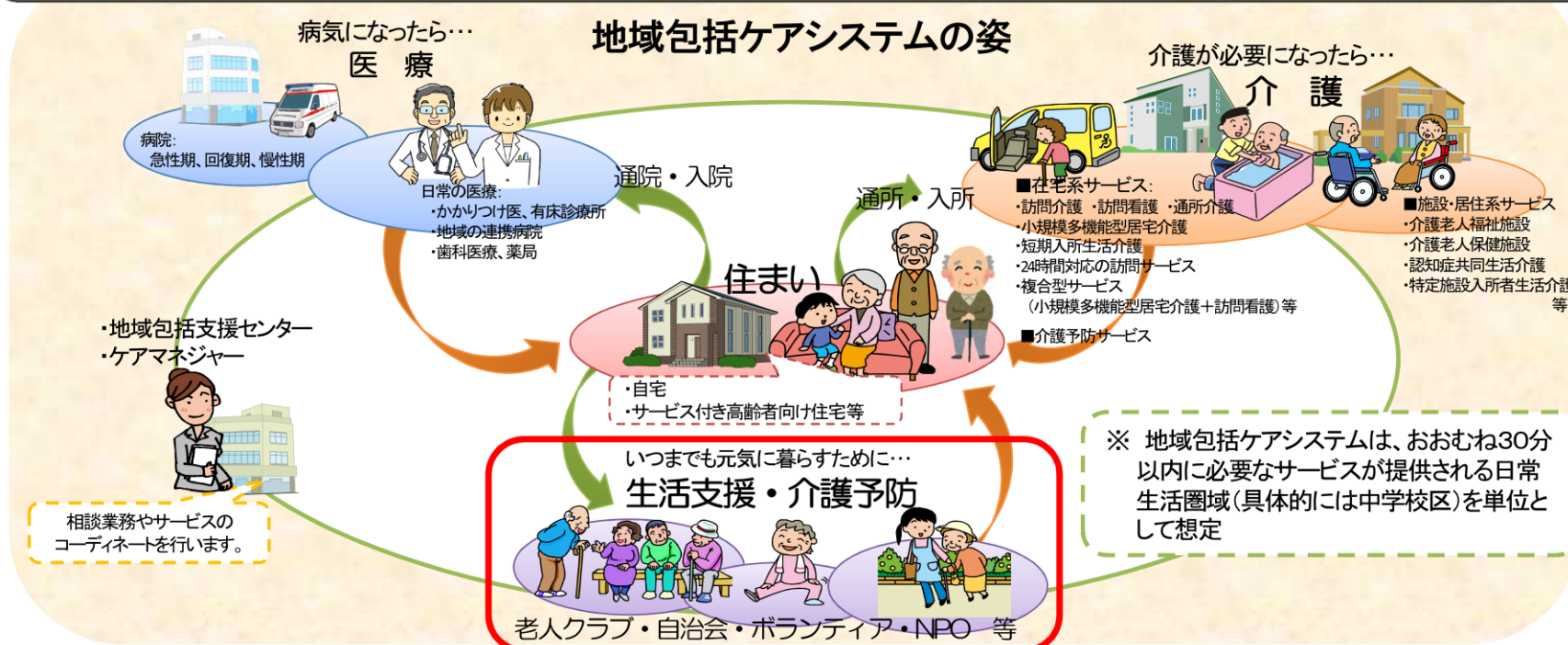
<新体力テストの合計点の年次推移>



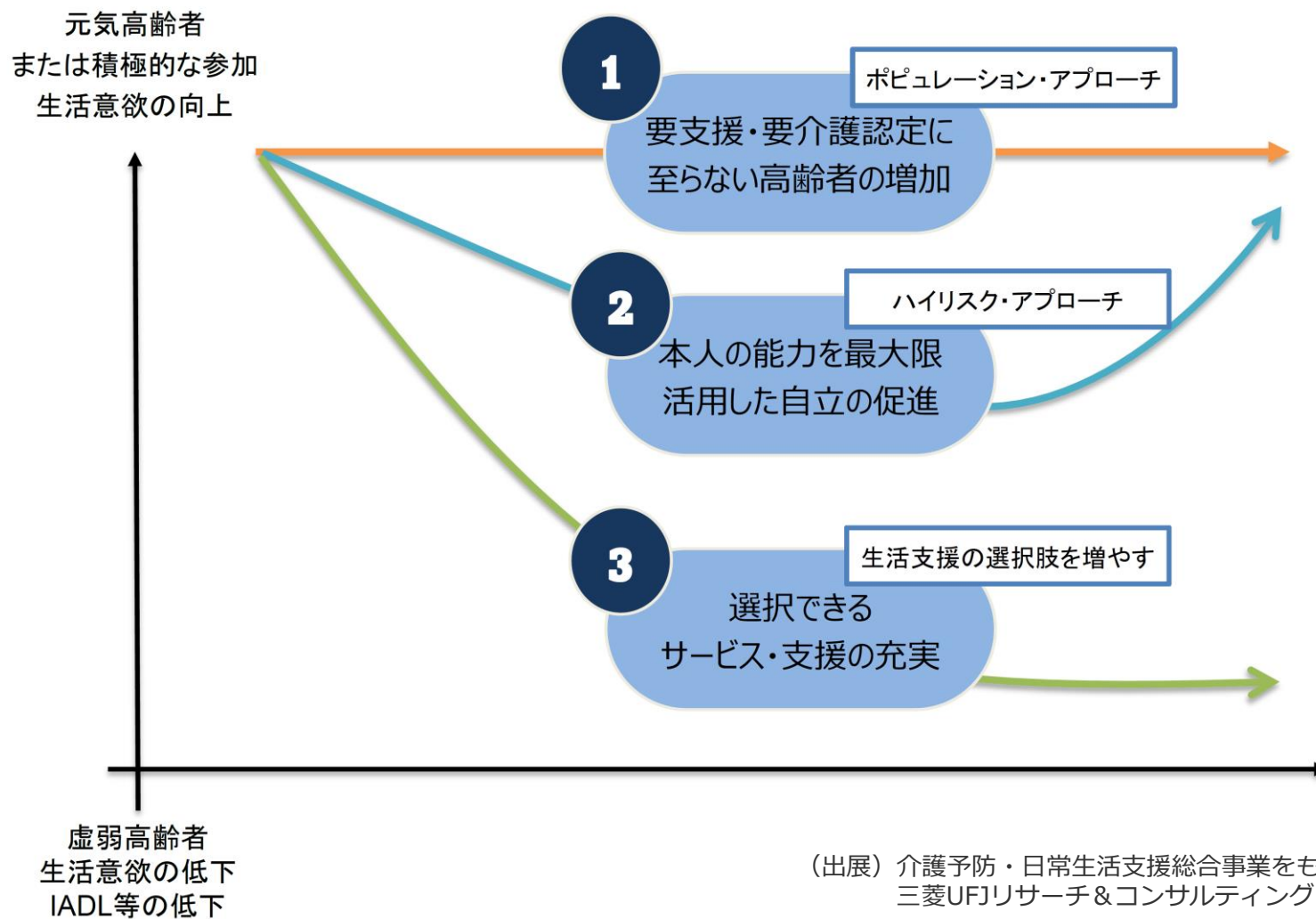
(出典)「体力・運動能力調査」(文部科学省)をもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



<総合事業の3つのアプローチのイメージ>



(出展) 介護予防・日常生活支援総合事業をもう一度考えるためのガイドブック
三菱UFJリサーチ&コンサルティング

介護予防・日常生活支援総合事業

2

3

介護予防・ 生活支援サービス事業

対象

要支援1・2の人 もしくは
事業対象者

受けられるサービス

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント



一般介護予防事業

対象

65歳以上の方

受けられるサービス

- 転倒予防教室
- 高齢者サロン
- サークル活動
- 講演会
- など



1

令和6年度各サービスについて（長浜市）

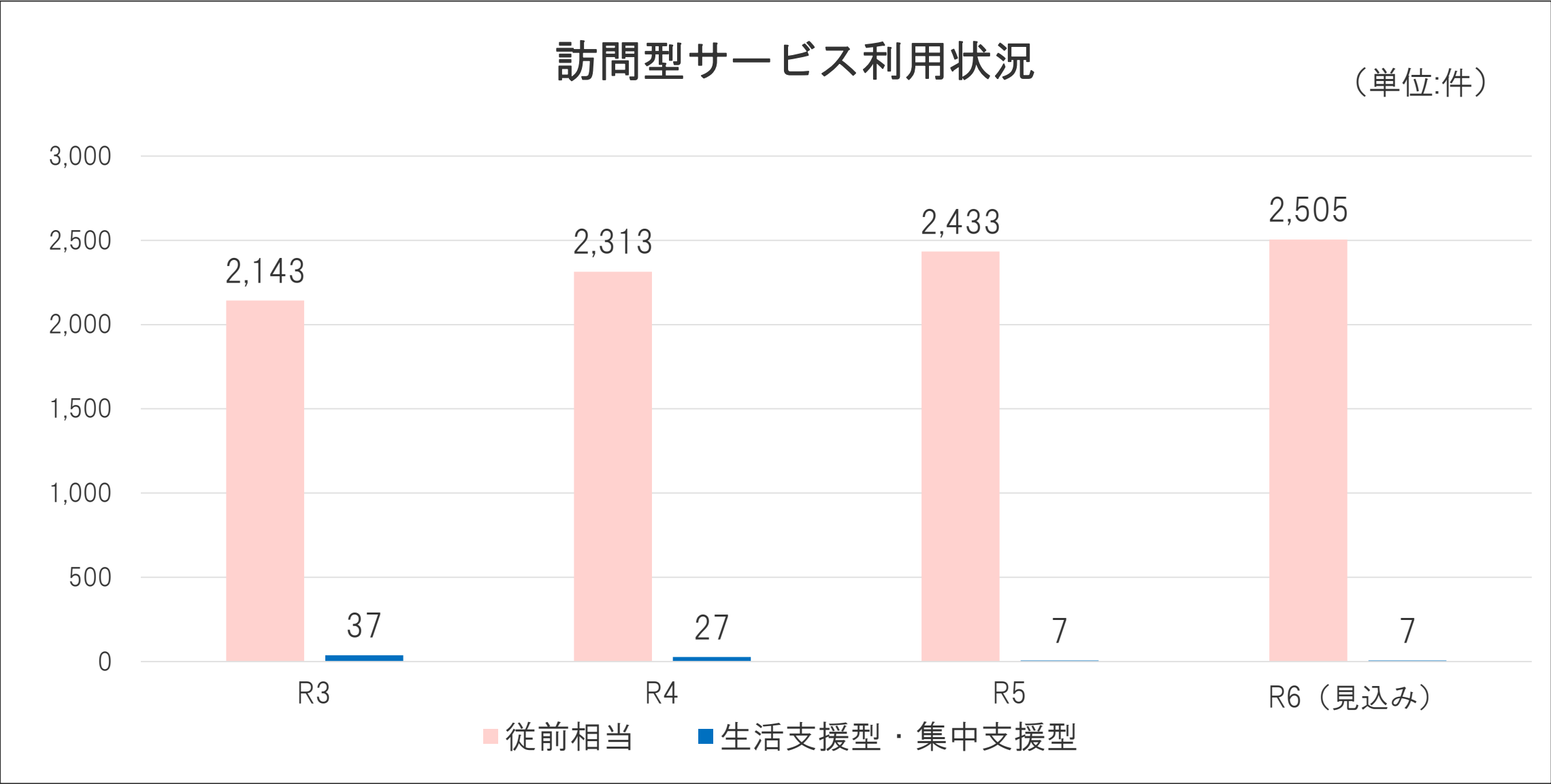
区分		サービス内容	事業者等
訪問型サービス	総合事業訪問介護 （従前の介護予防訪問介護に相当）	・ 従前の介護予防訪問介護に相当 （訪問介護員による身体介護、生活援助）	指定事業者
	生活支援型訪問サービス （緩和した基準による）	・ 掃除、買い物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し 等	指定事業者 シルバー人材センター
	集中支援型訪問サービス （短期集中予防サービス）	・ 従来の二次予防事業の訪問型介護予防事業 ・ 運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上 ・ 居宅での相談指導等	指定事業者、市 （理学療法士、管理栄養士、 歯科衛生士）
通所型サービス	総合事業通所介護 （従前の介護予防通所介護に相当）	・ 従前の介護予防通所介護に相当 （生活機能向上のための機能訓練）	指定事業者
	活動支援型通所サービス （緩和した基準による）	・ 運動、栄養、口腔、認知等に関する介護予防教室 ・ ミニデイサービス	指定事業者
	集中支援型通所サービス （短期集中予防サービス）	・ 従来の二次予防事業の通所型介護予防事業 ・ 機能訓練、環境調整等	指定事業者

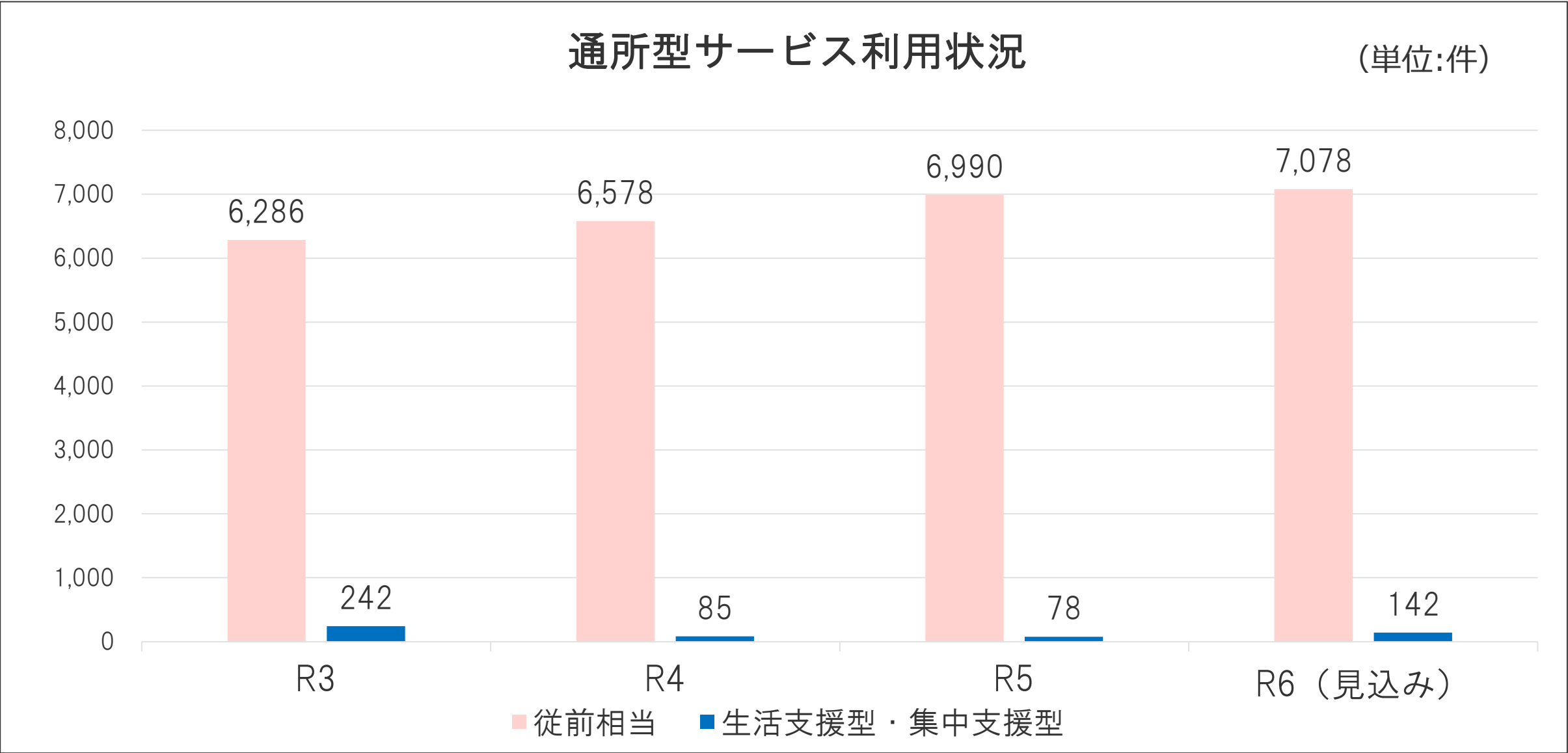
総合事業指定事業所数

	サービスの区分	令和6年11月1日現在
訪問サービス	総合事業訪問介護（従前相当）	30
	生活支援型訪問サービス（緩和型）	1
	集中支援型訪問サービス（運動）	1
通所サービス	総合事業通所介護（従前相当）	54
	活動支援型通所サービス（緩和型）	2
	集中支援型通所サービス	3

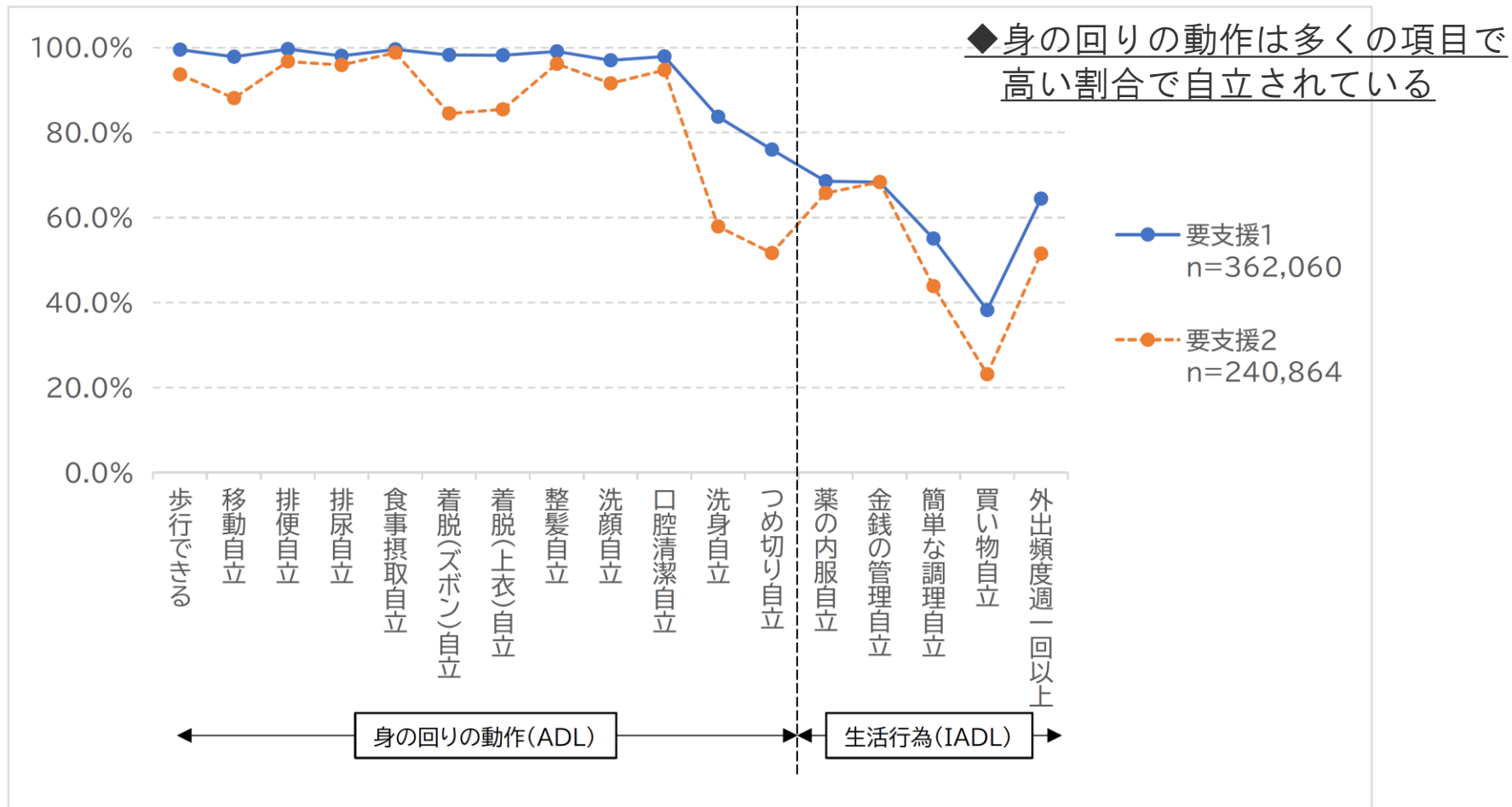
訪問型サービス利用状況

(単位:件)





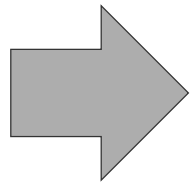
<要支援1・2の認定調査結果(新規申請)>



(出典)「第1回介護DBオープンデータ」(認定申請日 2019年4月～2020年3月)(厚生労働省)をもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

課題

- ・高齢者数の増大、生産人口の減少（専門職の減少）
- ・通所、訪問サービスの利用は殆どが従前相当サービス
- ・活動支援型通所サービス、集中支援型通所サービス、生活支援型訪問サービス、集中支援型訪問サービスの利用できる資源が少ない
- ・総合事業費が増大



選択できる介護サービスが少なくなる
必要な介護サービスを受けられなくなる

総合事業 利用状況の把握・新たなサービスの創出

① 介護支援専門員へのアンケート調査

令和6年4月時点で総合事業訪問介護サービスを利用している利用者を担当している介護支援専門員に対して、アンケート調査を実施する

② 初回アセスメントに同行訪問

新規サービス利用者にケアマネジャーが実施する初回アセスメントに同行し、利用者の状態や意向を把握するとともに、利用者の自立に向けて必要なサービスや社会資源を調査する

③ 総合事業サービス提供の勧奨

市内を対象に家事代行サービスや生活の困りごとの解決サービス等を提供している民間企業に対して生活支援型訪問サービスの提供について勧奨を行う